

厚労省「第2回 医療事故調査制度の施行に係る検討会」

2014/11/26

医療機関が求められる報告内容など、さらに議論が必要な論点明らかに

医療事故調査制度の施行に係る検討会（座長：山本和彦・一橋大学大学院法学研究科教授）は11月26日、2回目の会合を開催し、事務局が整理した論点に沿って意見交換を行った。主な論点は、▽医療機関に報告が求められる医療事故の定義▽医療機関から「医療事故調査・支援センター」（以下、センター）への報告の方法・内容▽遺族への説明事項▽事故発生後の院内調査の方法▽センターの業務内容——など。この日の議論は、それぞれの論点について意見を出し合うことで、今後さらに議論が必要なポイントを明らかにする目的で行われた。

■「報告は必要最小限で」の一方で「より詳細な報告を」との意見も

事務局が提出した論点は、省令や通知で詳細を定める必要がある項目ごとに、これまでの議論をまとめたもの。「診療行為に関連した死亡の調査の手法に関する研究班」による議論の整理や日本医療法人協会がまとめた報告書、また、前回の会合で出された意見などを反映している（14.11.14「第1回 医療事故調査制度の施行に係る検討会」http://www.medical-lead.co.jp/documents/141114iryojikochosa_004.pdf 参照）。議論のポイントを記すとともに、意見が分かれる部分についてはそれぞれを併記した。

この日は、医療機関がセンターに行う報告について意見が集中した。報告事項として、事務局の示した論点では、医療機関名、日時、医療機関の管理者、患者情報、医療事故の内容に関する情報などが挙げられているが、事故の内容をどの程度盛り込むかで意見が分かれた。センターへの報告の後、院内調査によってより詳細な事実が明らかにされるため、報告と調査で齟齬が生じる可能性があるとして、必要最小限の内容にとどめるべきとの意見や、時間のロスをなくすためにも現場の負担を減らすのが望ましいとする意見があった。その一方で、報告内容が不十分で事故の内容が分からない恐れがあるとして、管理者が把握できたことをできるだけ多く記し、報告が難しい場合は、その理由を明記する必要があるという意見が上がった。

また、事故の報告期限については、医療現場からの「1カ月を目途」という案に対して、遺族や弁護士の構成員からは「遺族は早く知りたい」「速やかに調査に取り掛かるためにも、例えば24時間などの単位で進める必要がある」といった声があり、意見の隔たりが見られた。

この他、前回議論が紛糾した、報告対象の「予期しない死亡」の定義についても議論が行われた。この中で構成員からは、現場の声として「予期しない」という言葉の意味がはっきりとせず、混乱を引き起こしている現状が紹介され、省令や通知では対象を明らかにし、表現も明瞭なものとするよう求めた。

次回の会合は12月11日に開催の予定。今後は、意見の分かれる個別の論点について、より深く議論を行う。